

富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成26年6月10日

時 間：午後1時43分

富岡町郡山事務所 桑野分室

開 議 午後1時43分

出席議員（13名）

議長	塚野芳美君	1番	山本育男君
2番	堀本典明君	3番	早川恒久君
4番	遠藤一善君	5番	安藤正純君
6番	宇佐神幸一君	7番	渡辺光夫君
8番	渡辺英博君	9番	高野泰君
10番	黒沢英男君	11番	高橋実君
12番	渡辺三男君		

欠席議員（1名）

13番 三瓶一郎君

説明のための出席者

町長	宮本皓一君
副町長	齊藤紀明君
教育長	石井賢一君
会計管理者	遠藤博美君
参事兼総務課長	滝沢一美君
参事	緑川富男君
企画課長	菅野利行君
税務課長	齊藤真一君
健康福祉課長	猪狩隆君
住民課長	伏見彦君
参事兼生活環境課長	横須賀幸一君

産業振興課長 (併任) 農業 委員会事務局長	阿久津 守 雄君
参事 兼 復興推進課長	高野 善男君
参事兼復旧課長	郡山 泰明君
教育総務課長	石井 和弘君
参事 兼 大玉出張所長	三瓶 保重君
生活支援課長	林 志信君
いわき支所次長 兼業務係長	黒沢 真也君
企画課長 企画政策係長	原田 徳仁君
総務課長補佐	志賀 智秀君
企画課長補佐	竹原 信也君
企画課長補佐兼 情報統計係長	植杉 昭弘君

職務のための出席者

事務局長	佐藤 臣克
庶務係長	大和田 豊一

付議案件

1. 平成26年6月定例会に提出予定の議案の説明について

- (1) 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について
- (2) その他

2. その他

(1) 町執行部からの協議事項等について

- ア. いわき地区の拠点整備について
- イ. その他

(2) 議会事務局からの報告等について

- ア. 借り上げ・仮設住宅各自治会との意見交換会について
- イ. その他

開 会 (午後 1時43分)

○議長（塙野芳美君） それでは、ただいまより富岡町議会全員協議会を開催したいと思います。

ただいまの出席議員は13名であります。三瓶一郎議員よりは、欠席届が出ております。

付議事件に入る前に、まず町長に招集の理由とご挨拶をお願いします。

町長。

○町長（宮本皓一君） 議員の皆さんには、原子力発電所等に関する特別委員会に引き続きの全員協議会、まことにご苦労さまです。

本日の全員協議会の案件は、6月定例議会の提案に先立ち、条例の一部改正案件1件について、またいわき地区拠点整備事業について1件の計2件についてご説明申し上げます。

初めに、条例の一部改正案件は、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行と、平成26年度国民健康保険税の課税算定に伴いまして条例の一部を改正するものであります。

続きまして、いわき地区拠点整備事業についてご説明申し上げます。現在いわき支所が抱えている駐車スペースの確保や町民の健康診断等を実施する際の場所の確保など多くの課題解決のため、いわき市平北白土地区に土地等を賃貸し、いわき支所を移転するとともに、健康診断等を実施するための多目的施設、社会福祉協議会いわき事業所平交流サロンをこの地に集約し、いわき地区に行政サービスの拠点施設を整備する事業であります。

詳しくは、担当課長より説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（塙野芳美君） ありがとうございました。

先ほどちょっと漏れましたので、説明のための出席者は、町長、副町長以下関係課長等であります。

職務のための出席者は、議会事務局長及び係長であります。

早速付議事件に入ります。

1、平成26年6月定例会に提出予定の議案の説明について、（1）、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）についての説明を求めます。

課長。説明は着座のままで結構です。

○税務課長（斎藤真一君） それでは、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について内容をご説明いたします。

本案は、地方税法施行令の一部改正する政令の施行と、平成26年度の国民健康保険税に係る医療費給付分、後期高齢者支援給付分並びに介護納付金分の課税のため所要の改定をするものです。議員の皆様既にご承知のとおり、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示により、国民健康保険税については全額課税減免となっておりますので、平成26年度の必要額の全額が交付金等で補填されることから、医療給付費分、後期高齢者支援金分並びに介護納付金それぞれの必要額を賄えるように税率を調整したものです。

税率算定方針としては、従来どおり4方式、所得割、資産割、平等割、均等割を用い、所得による軽減については7割、5割、2割軽減とし、応能割、応益割の割合は50対50で税率算定を行いました。さらには、上位法の改正に伴い、負担限度額が後期高齢者支援金、介護納付金でそれぞれ2万円ずつ引き上げとなり、限度額77万円から81万円と変更、5割、2割軽減の適用範囲拡大等の計算を組み入れた算定となっております。国保被保険者が前年度に比べ若干増加となりましたが、医療給付費分必要額は、前年比で約460万円の減額となります。後期高齢者支援金では、前年比で約3,040万円の増額、介護給付金でも約1,470万円の増額、課税総額で6億2,060万円、対前年度比で4,050万円の増額となるものです。増加の主な理由として、後期高齢者支援金、介護納付給付金の過年度拠出金の精算による増加が挙げられます。

次に、医療一般の給付額の1人当たりの換算では6万5,660円、前年度比より1,880円の減額となっております。1世帯当たりでは12万1,410円で、対前年度比で3,720円の増額となるものです。後期高齢者支援金の納付額は、1人当たり換算で3万1,070円、対前年度比では5,020円の増額となります。1世帯当たりでは5万7,450円で、前年度比では9,200円の増額となるものです。介護納付金の納付金額1人当たり換算では3万3,850円、前年度より6,840円の増額となるものです。1世帯当たりでは4万3,990円、前年比では8,660円の増額となるものです。総額の納付金額では、1人当たり13万580円、対前年度比で約9,980円の増額となるものです。1世帯当たりでは22万2,850円、前年度比で1万4,140円の増額となるものです。

それでは、資料、富岡町国民健康保険税条例（案）新旧対照表によりご説明いたします。税率、均等割額、平等割額については、お手元の新旧対照表のとおりとします。

まず、1ページをお開きください。本則第2条第3項では、後期高齢者支援金等課税限度額の引き上げ改正により、合算額14万円を16万円と改めるものです。

第2条の4では、介護納付金課税限度額の引き上げ改正により、合算額12万円を14万円と改めるものです。

7ページをごらんください。附則第1条、施行期日については、公布の日から施行し、平成26年4月1日からの適用するものとなります。

附則第2条では、適用区分について規定したものです。

以上、改正の内容となります。説明は終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりました。

質疑を賜ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしということで、質疑なしと認めます。

よって、（1）、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）については終わります。

このほか、今回の提出予定議案について、その他ござりますか、執行部。

〔「ないです」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） ありませんか。

各議員ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） それでは、大きな1番については終わります。

次に、2、その他に入ります。

（1）、町執行部からの協議事項等についての件、まずア、いわき地区の拠点整備についての説明を求めますが、本日所長がちょっと健康上の理由で欠席しておりますので、次長に説明を求めます。次長。

○いわき支所次長兼業務係長（黒沢真也君） それでは、いわき地区拠点施設整備事業の概要について、お手元の資料によりご説明申し上げます。

お手元のまず1枚目をごらんください。1番には、本事業の目的を記載しております。富岡町の避難所が最も多い5,700名を超える町民が避難生活を送っておりますいわき地区におきましては、役場支所、交流サロン、社会福祉協議会といった町民が頻繁に利用する施設が点在しております。それぞれの施設におきましては、支所において支所の階段が急であることや駐車スペースが少ないとことなどの問題があるため、これらを集約して建設することによりまして、いわき地区に避難しております町民の利便性を図ることを目的としております。

2番の建築場所につきましてですが、2ページの位置図1及び3ページの位置図2をごらんください。場所につきましては、いわき市平北白土字宮前7、8、9、10、11、22、23番であり、敷地面積は7筆合わせて7,232平方メートルとなっており、土地につきましては、本年4月より3年間の賃貸借契約を締結しております。建築基準法の用途地域は、第1種中高層住居専用地域となっております。

初めのほうに戻っていただきまして、3番の今回建設を予定しております建物の概要でございます。4ページにあります敷地の平面図とあわせてごらんいただければと思います。まず、敷地東側の青い部分、プレハブで交流サロンと健診会場としても活用できる多目的会場棟を平屋建て延べ面積600平方メートル以内で建築をいたします。この中で、交流サロンにつきましては80平方メートル程度、多目的会場につきましては300平方メートル程度を予定しております。また、緑の部分にはプレハブの役場支所と社会福祉協議会事務所棟を平屋建て延べ面積400平方メートル程度で建築をいたします。

支所につきましては、職員20名から25名程度、社会福祉協議会事務所につきましては、職員12名程度が執務できる面積を予定しております。

先ほど申し上げましたとおり、当該敷地につきましては用途地域が第1種中高層住居専用地域となっておりまして、建築基準法の規定によりまして地方公共団体の役所等の機能につきましては、1敷地につき床面積600平方メートル以内と制限されており、今回必要な施設と駐車場台数の確保の関係から、建築基準法上敷地を分割いたしまして、それぞれの敷地に1棟ずつ建築する計画をいたしまし

た。

また、22番、23番の南側の敷地につきましては、既存建築物を倉庫及び公用車の車庫として、残りを駐車場スペースとして活用いたします。

7番の既存建築物につきましては、倉庫及び書庫として活用をいたします。

また、11番の倉庫と22番のごみ集積所につきましては解体、撤去いたします。

初めに戻っていただきまして、続きまして4番の建設期間についてでございますが、先ほどの4ページの青い敷地のほうに建設するプレハブ交流サロン、多目的会場等につきましては、本年度の健康診断実施の関係もございまして、平成26年9月30日までに完成、引き渡しを予定しており、先行して整備を進めてまいります。

緑の敷地のほうに建設いたしますプレハブの役場支所、社会福祉協議会事務所棟につきましては、平成26年11月28日までに完成、引き渡しを予定しております。

続きまして、1枚目の裏面をごらんください。5番の賃貸借期間につきましては交流サロン、多目的会場においては、平成26年10月1日から、役場支所、社会福祉協議会事務所につきましては、平成26年12月1日から両方の建物とも平成29年3月31日までとなっております。

6番の契約方法ですが、指名型プロポーザル方式を採用いたします。

7番の財源についてでございますが、全額震災復興特別交付金を活用いたします。

8番のその他ですが、敷地内のあいているスペースのほうに70台程度の駐車スペースを確保いたします。

続きまして、資料の5ページ以降につきましてでございます。こちらにつきましては、提案をしていただく建物の仕様、外構の仕様、設備工事の仕様、室別の要求事項について記載しております。5ページから7ページにかけましては、先ほどの交流サロンと多目的集会所棟について、8ページから10ページまでは、役場支所と社会福祉協議会事務所棟に記載しておりますので、ご参照いただければと思います。

7ページをお開きください。ここには仮設交流サロン、多目的会場棟の室別の要求事項について記載しております。この棟には、まず共用スペースに玄関・風除室、ホール・廊下、トイレ、職員6名が利用できる事務所、給湯室。それから、多目的会場スペースにつきましては、集会室と倉庫。町民サロンスペースにつきましては、町民サロン室と倉庫を予定しております。

10ページをごらんください。こちらには、仮設支所と社会福祉協議会棟の室別の要求事項を記載しております。この棟につきましては、共用スペースに玄関・風除室、ホール・廊下、トイレ、大会議室、小会議室。仮設支所につきましては事務所、倉庫、給湯室。社会福祉協議会スペースにつきましては、事務所と5名程度収容できる相談室、それから倉庫、給湯室を予定しております。

以上でいわき地区拠点施設整備事業の概要の説明を終了いたします。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりました。

質疑を賜ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） それでは、質疑なしと認めます。

以上をもって質疑を終了いたします。

次に、イのその他に入ります。

その他、執行部ございますか。

企画課長。

○企画課長（菅野利行君） 企画課から少しお時間いただきたいと思います。

今回の6月定例議会に補正予算として提出予定しております富岡町の工業団地のちょっと工事ございまして、その補修案件についてでございます。本来であれば、予算審議案件ですが、震災での影響あるいはその後管理できなかった部分がございますので、先にその状況等も含めて若干時間いただいてご説明したいということでございますが、よろしいでしょうか。

○議長（塚野芳美君） それは結構なのですけれども、何か資料はないですか。

○企画課長（菅野利行君） 済みません、今資料お配りします。

○議長（塚野芳美君） では、資料を配付してください。

〔資料配付〕

○議長（塚野芳美君） 資料皆さん配付されましたね。2番さん、配付されましたか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） それでは、企画課長、説明を求めます。

○企画課長（菅野利行君） それでは、説明につきましては竹原補佐のほうから説明させていただきます。

○議長（塚野芳美君） 係長。

○企画課長補佐（竹原信也君） それでは、今ほどお配りいたしました資料をごらんいただきたいと思います。

本件は、5月17日に基本協定を締結しましたシャープ富岡太陽光発電事業の貸与用地において、先行除染等の調整を行っていた際、確認されたふぐあいとスムーズな企業誘致を目指し、工業団地用地としての機能回復を行う事業費でございます。

詳細につきましては、まず当用地のナンバー4区画で流量調整地側の面が崩れていますことにより、貸与用地の安全確保のためこれを補修したいと考えております。補修方法につきましては、滑り面を再度段切り整形し、現状復帰を計画しておりますが、今回の震災で滑りが発生したことにより、今後発注する補修設計の中で適切な安定勾配等を検討する予定であります。

次に、ナンバー3区画及びナンバー4区画の両企画において、場内素掘り側溝の片面が各所で崩れおりまして、場内排水の支障からさらなる面崩壊等の懸念もありまして、同じく貸与用地の安

全確保のためこれを補修したいと考えております。補修方法につきましては、現在の排水能力と同等の能力を有するコンクリート側溝で補修したいと考えており、詳細については今後発注する補修設計の中で検討する予定であります。

また、従前より誘致企業が定まった際に行うとしていました用地確定測量と登記事務もあわせ今回実施したいと考えており、以上の事業費として委託料1,430万円、工事請負費1億800万円の合計1億2,230万円の見積もりを行いました。

なお、これらの事業費は、貸与契約までの用地確定と施設整備前までの補修を行う工程の都合上、また国庫補助事業である再生加速化事業として復興庁とおおむねの合意が得られたことにより、今回の定例議会へ補正予算案として上程したいと考えているものであります。

説明は以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりました。

赤木の工業団地に関しまして質疑ございませんか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 説明聞いて大変わかったのですが、この4区画のナンバー4ですか、4番ののり面、正規の安定勾配を確保してのり面復旧するということなのですが、というのは今まで正規な安定勾配ではなかったということなのですか。

あともう一点、全体的に言いますと、これ側溝とかそういうものはまだ完成はしていなかったのですよね。これ、貸し付けたところでやるということで、荒造成で素掘り側溝で終わっていたということだとは思うのですが、今回敷地全面にコンクリート側溝入れてきちんとした形にして貸し出しをするということだとは思うのですが、本来の考え方は、貸し付けたところでやるという考え方ですよね。この工業団地は。だと思うのですが、TOTOですか。TOTOさんのほうは、全部自分のところでやったのかなと思うのです。町でやった、その辺ちょっとお聞かせください。本来私考えていたのは、太陽光をここに設置するに当たって、当然設置する側の会社のほうでやるのかなと思っていたのですが、のり面の崩壊とかそういう部分に関しては町の工事になるのは当然だと思いますが、その辺の考え方を含めてお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 係長。

○企画課長補佐（竹原信也君） お答えさせていただきます。

まず、第1点目の安定勾配の件でございますが、実際のところ議員もご存じのように切り土面と盛り土面では安定勾配が違うかと思います。今回こちらのほうにつきましては、設計のほう詳細にまだ精査してはございませんが、当時の設計では切り土面、盛り土面、その当時の設計の基準に合わせて安定勾配として実際施工されたものと考えております。しかしながら、今回の東日本大震災の影響はひどく、かなり想定外の震度が出たのかなと思いまして、またその後の雨水等のやはりのみ切れなくて、そういうものも影響しましてのり面が崩れたことも考えられますので、その辺を精査させていた

だきまして、現在はあくまでも当時の勾配で復旧したいとは考えておりますが、土質等を再確認しまして、なお安定勾配を考えるということでございます。

もう一点、2点目でございますが、素掘り側溝の件でございます。こちらの件に関しましては、TOTOさんの敷地に設置しております側溝に関しては、やはりコンクリートの3面側溝でございまして、当時町のほうで整備をさせていただきました経緯もありましたので、今回3区画、4区画につきましては、素掘り側溝を安定勾配、のり面の保護も考えまして、同じくTOTOさんと同じような形でコンクリート側溝に整備したいと考えております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） わかりました。説明の内容わかりました。

TOTOさんのほうも町のほうで整備したということのものですから、当然今回来る会社さんにもきちんと整備の上で貸すべきなのかなと思いますので、その辺は理解しました。

終わります。

○議長（塚野芳美君） 課長補佐、失礼しました。係長と紹介しましたけれども、課長補佐に訂正させていただきます。

そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なしということですので、ではこの件につきまして、議員のほうからその他ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なしと認めます。

次に、（2）番、議会事務局からの報告等について……ちょっと議会事務局に入る前に、執行部に対してその他議員からございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、執行部退席していただきますので、よろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） それでは、暫時休議します。

休 議 (午後 2時10分)

再 開 (午後 2時11分)

○議長（塚野芳美君） それでは、再開いたします。

（2）、議会事務局からの報告等について、ア、借り上げ・仮設住宅各自治会との意見交換会についての件を議題といたします。

議会事務局長の説明を求めます。

局長。

○事務局長（佐藤臣克君） 皆さんのお手元に1枚ペラで借り上げ・仮設自治体との意見交換会日程表（案）というのをお配りしておりますが、郡山4カ所、いわき市5カ所、福島市1カ所、三春1カ所で、全部で11カ所。大玉の仮設は、ことしの1月にやっておりましたので、それは割愛しております。

それで、まず日程が決まりましたところをご報告したいと思うのですが、いわきの2番目、いわき市のすみれ会、それと泉玉露応急仮設自治会が7月3日、これが日程決まりましたので、皆さんの出席をお願いしたいと思います。

次に、郡山の地区で2カ所、一番上の郡山方部借り上げ居住者会、それと一番下の緑ヶ丘東7丁目の応急仮設自治会が7月8日、ビッグパレットとあと緑ヶ丘仮設の集会所で実施したいというふうに調整、決まりましたので、皆さんの出席方をお願いしたいと思います。

あと残りにつきましては、今現在調整中ですが、7月下旬ころというのが結構皆さん方の仮設のほうの要望がございましたので、今後また調整次第皆さんにお知らせしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

開催の通知につきましては、後日皆さんのところに送付させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） ただいまの件に関しまして質疑ござりますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） 質疑なしと認めます。

できるだけ多くの方、都合調整して出席方お願いしたいと思います。

次に、イのその他に入ります。

事務局ありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） 議員各位、その他ござりますか。ありません。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） はい。

それでは、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を閉じます。

お疲れさまでした。

閉会 (午後 2時13分)